様式第８号（第６条の５関係）

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

〒
請求者　住所

氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

電話番号

適合証再交付請求書

先に交付を受けた適合証について、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の２第４項の規定に基づき、再交付を請求します。

1　船舶所有者の氏名	
2　請求者の区分 （該当するものを〇で囲んでください。）	ア　船舶所有者　　イ　指定保管業者
3　船舶番号	
4　船舶の種類 （該当するものを〇で囲んでください。）	ア　水上オートバイ　イ　水上オートバイ以外のプレジャーボート
5　交付を受けた適合証の番号 （該当するものについてのみ記載してください。）	船体貼付用適合証： 原動機貼付用適合証：
6　再交付請求する適合証の種類 （該当するものを〇で囲んでください。）	ア　船体貼付用適合証　イ　原動機貼付用適合証（船外機の場合に限る。）
7　再交付を必要とする事由 （再交付請求する適合証の種類ごとに記載すること。）	
手数料の納付方法 （該当するものを〇で囲んでください。ウの場合は、申請用番号も記入してください。）	ア　しがネット受付サービスによる電子申請・電子納付
	イ　窓口納付（現金・キャッシュレス）
	ウ　ウェブ事前登録方式コンビニ決済 申請用番号ＳＧ　　－　　－

注１　再交付請求に係るプレジャーボートが複数あるときは、１の欄および３の欄から７の欄までの内容を別紙として添付することもできます。
２　７の欄は、交付を受けた適合証の現況を具体的に記載し、再交付を必要とする事由を記載してください。
３　船舶検査証書および船舶検査手帳の写しを添付してください。ただし、指定保管業者が請求する場合は、これらを添付する必要はありません。
４　再交付する適合証には新たな番号が付番されます。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

（滋賀県記載欄）以下の欄には記載しないこと。

受付・審査	決定	送付	登録

適合証交付番号（再）	
船体貼付用	原動機貼付用